

唐津市こども計画（仮称）策定業務 概要

1. 市町村こども計画

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。他方、地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

こども大綱は、こども基本法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する施策
(総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策)
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項
- を含むものでなければならないとされています。

従って、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、上記3項目に相当する内容が含まれるものと解されており、これらを計画内容に盛り込むことが求められます。

【参考】国・佐賀県の関連計画の構成

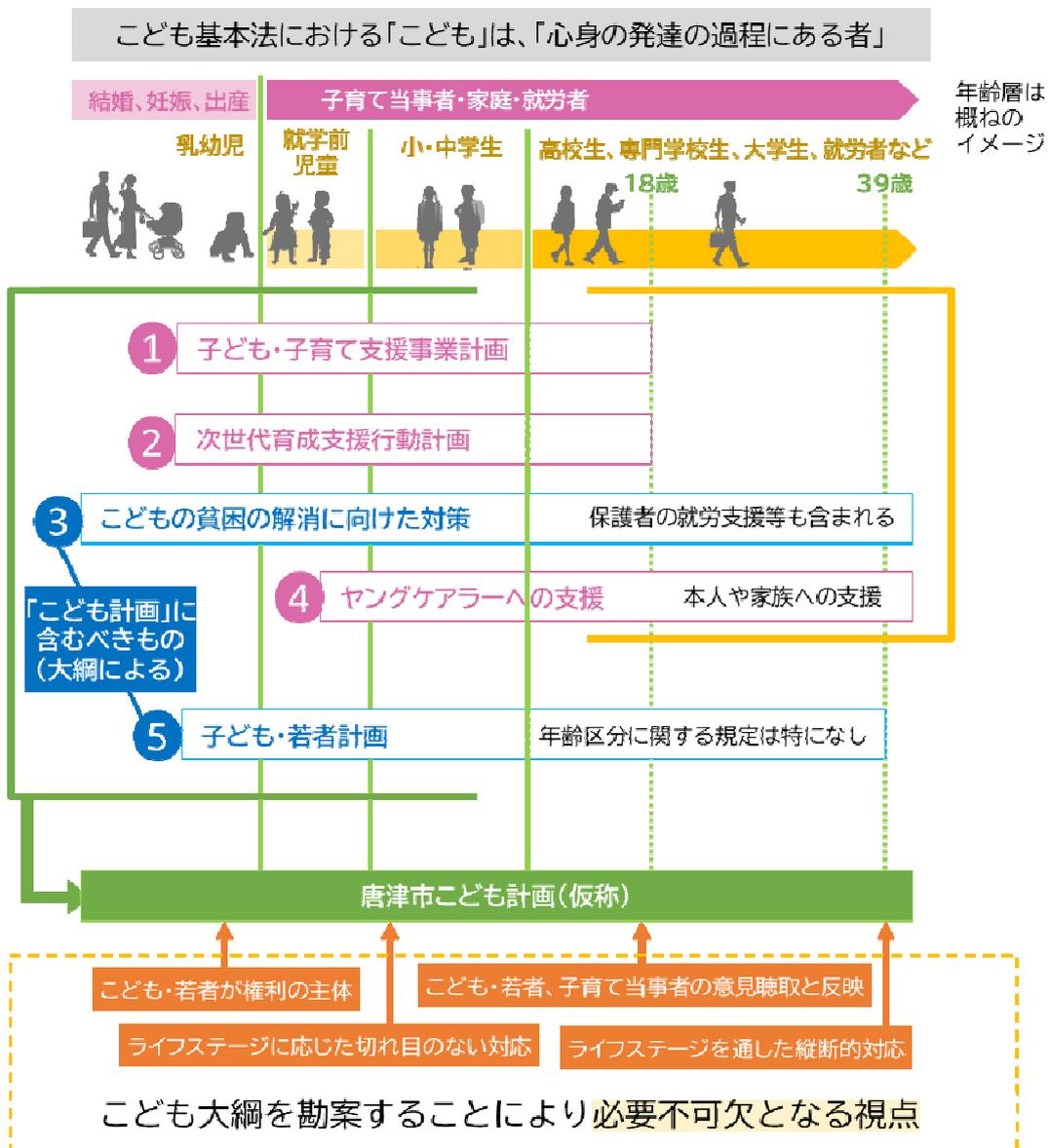
国の「こどもまんなか実行計画2024」(A)は、こども大綱の構成に沿って作られています。佐賀県では7つの計画の取り組みを融合させ(B)、3分野で再構築しています。

国 こどもまんなか実行計画2024		佐賀県 こども施策実行計画
こども大綱の「こども施策に関する重要事項」「こども施策を推進するために必要な事項」に沿った構成		7つの計画を一体のものとして策定。こども大綱の構成とは異なる。
ライフステージを通じた支援		1 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太なこどもの育ちを応援 (健やかに学び育つ環境/子育てを応援する気運/幼児期の教育・保育等/総合的な放課後対策/) 地域における子育て支援/有害情報や犯罪等から子どもを守る)
ライフステージ別	誕生前から幼児期まで	
	学童期・思春期	
	青年期	2 困りごとがある子どもや若者、その家庭に寄り添った支援 (児童虐待防止対策/社会的養育体制不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等/障害等のある子ども・若者/困りごとがある子ども・若者とその家族/ひとり親家庭の自立支援/子どもの貧困対策)
子育て当事者への支援		3 自らが進む将来のライフプランを叶える環境づくり (若い世代のライフプラン応援/妊娠、出産、育児への切れ目のない支援/母子の疾病の早期発見、早期治療)
施策推進のために必要な事項 (子ども・若者の社会参画・意見反映/こども施策の共通の基盤となる取組/施策の推進体制等)		

2. 唐津市におけるこども計画

「唐津市こども計画（仮称）」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和11年度を終期として策定します。

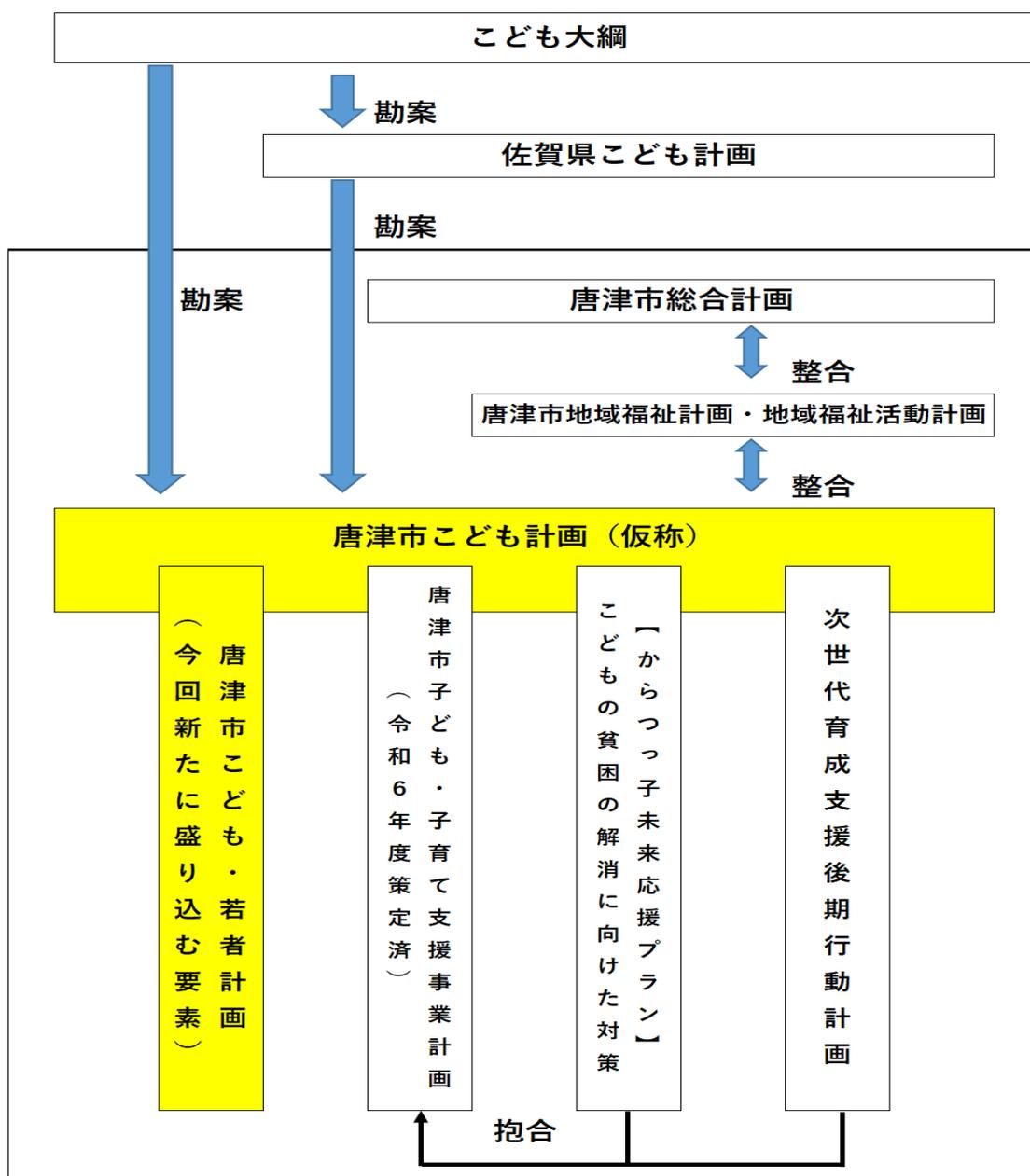
唐津市のこどもに関する計画としては、令和7年3月に「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」が策定されており、下図の①～④は当該計画で一体的に推進しています。⑤「子ども・若者計画」に係る取組は新たに本計画に盛り込んでいく必要があります。



今回策定のこども計画においては、要件として不足している「こども・若者支援についての計画（こども・若者計画）」に重点を置いた内容となります。

なお、上位計画となる佐賀県こども計画では、若者分野として子育てを応援する機運の醸成、出会い創出、若者の就労支援、男女共同参画、困り感のある若者の自立支援等について記載されています。その他、自殺対策やプレコンセプションケアの推進、ワークライフバランスの充実、男性育休の推進等についても、近年支援が拡大している分野であるとされています。

【本計画のイメージ図】



3. 本計画の構成イメージ

取組の多くが「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」と近似になると想定されますが、市の上位計画・関連計画、県計画との整合を図るとともに、こども大綱を勘案した計画として再構成する必要があります。

わかりやすい明確な流れの提示が重要であり、こども大綱における重要事項・必要事項に沿った構成を検討予定です。

唐津市こども計画（仮称） 構成の案	
基本視点はこども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」に倣う。 施策展開は、こども大綱の構成に準じ、市の取り組みを再構成。	
第1章 計画策定の趣旨	
第2章 唐津市のこども・若者を取り巻く状況	
第3章 唐津市における「こどもまんなか社会」	
第4章 ライフステージ別の支援	
1	こどもの誕生前から幼児期
2	学童期・思春期
3	青年期
第5章 ライフステージを通じた支援	
1	多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
2	困難な状況をもつこどもや家庭への支援
3	こどもの権利と安全を守る取組
第6章 こども・若者と子育て当事者にやさしい社会づくり	

4. 計画期間について

- ・唐津市こども計画（仮称）：令和8年度～令和11年度（4年）
 - ・第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画：令和7年度～令和11年度（5年）
- ※両計画の終了年度を統一し、令和12年度からひとつの計画として見直しを予定

5. 策定にあたり実施すること

【アンケート調査の実施】：令和7年8月から令和7年9月末まで

1 調査対象者及び標本数（予定）

唐津市内在住の16歳から39歳までの対象者3,000人

※一般的に「若者」とは、思春期（中学生年代～おおむね18歳）と青年期（おおむね18歳～30歳未満）を指しますが、一部施策ではポスト青年期（30歳～40歳未満）までを対象とすることがあるため16歳～39歳の年代へアンケート調査を予定しています。

2 調査方法

郵便による配布、WEB回答とする。（回収率は25%程度を想定）

【子ども・若者の意見聴取の実施】（案）

本計画の策定にあたって、子ども基本法第11条の規定に基づき、子ども・若者の意見を本計画に反映させるため、当事者の意見聴取を行う。

1. 対面での意見聴取

- ・実施方法：座談会、グループワーク、ワークショップ
- ・対象者：唐津市内在住の16歳～29歳
- ・実施時期：令和7年11月後半～令和7年12月末

【パブリックコメントの実施】：令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

子ども計画案に関して市民向けにパブリックコメントを実施する。

【成果品】

(1) アンケート調査報告書：結果の取りまとめ・分析結果

(2) 唐津市子ども計画（仮称）

- ・計画書：A4判100頁程度
- ・概要版
- ・子ども向け概要版
- ・子ども計画概要説明動画